様式第六十六を次のように改める。

様式第六十六（第48条関係）

認定事業革新新商品生産設備導入計画の実施状況報告書

年　月　日

住所
名称
代表者の氏名　印

主務大臣　名　殿

平成　年　月　日付けで認定を受けた事業革新新商品生産設備導入計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1．事業革新新商品生産設備の導入状況
2．導入した事業革新新商品生産設備の内容及び事業の用に供した時期並びに事業革新新商品の生産割合

（備考）
1．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
1．事業革新新商品生産設備の導入状況を要約的に記載する。
2．導入した事業革新新商品生産設備の内容については、次の別表により記載する。

別表
導入した事業革新新商品生産設備の内容及び事業の用に供した時期並びに事業革新新商品の生産割合

	設備の名称	数量	単価	金額	用途	設置場所	事業の用に供した時期	事業革新新商品の生産割合
1								
2								
3								
計								

様式第六十八（記載要領）2．中（4）を次のように改める。

（4）指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。

様式第七十一中「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に、「（事業革新設備導入計画）」を「（事業革新新商品生産設備導入計画）」に改める。

様式第七十二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

（募集株式の交付に係る費用等に関する特則）

第二条　この命令による改正後の第三十五条の四第一項第二号に掲げる額は、当分の間、零とする。

内閣府・財務省・経済産業省令第二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条第一項及び株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第十条第二項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　直人
財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　海江田万里

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府・財務省・経済産業省令第一号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第1号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第三号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に、「第五十五条第一項各号」を「同項各号」に改める。

第五十五条の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第五十五条第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

附　則

この命令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

省　令

○経済産業省令第三十二号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百八十七号）の施行に伴い、並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　経済産業大臣　海江田万里

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（経済産業省関係産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　経済産業省関係産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第十六項」を「第二条第十四項」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二条第十七項」を「第二条第十五項」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第十五条第一項第二号イ」を「第二十五条第一項第二号イ」に改め、同条を第六条とする。

様式第一中「（第５条関係）」を「（第４条関係）」に改める。

様式第二中「（第６条関係）」を「（第５条関係）」に、「第６条第１項」を「第５条第１項」に改める。

様式第三中「（第６条関係）」を「（第５条関係）」に、「第６条第２項」を「第５条第２項」に改める。

第二条　事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令の一部を次のように改正する。

様式第一中「第２条第25項」を「第２条第24項」に改める。

（株式会社産業革新機構の産業革新委員会の議事録に関する規則の一部改正）

第三条　株式会社産業革新機構の産業革新委員会の議事録に関する規則（平成二十一年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第二十七項」を「第二条第二十六項」に改める。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第四条　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成二十一年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二第一項又は第二項」に改める。

別記様式表中「第73条の２第２項」を「第73条の２第３項」に改める。